

1. はじめに：アメリカの国民国家形成と再建の時代（1863-77 年）

では、いつアメリカ合衆国は国家建設と国民創造を始めたのか。所説ある中、本書は南北戦争と再建期こそが、その淵源だと捉える。連邦政府は、総力戦となる内戦を戦うなかで、それまで州に奪われていた通貨発行権を国家主権の名において奪い返し、連邦課税を実施し、財政政策の主導権を握った。さらに、「祖国のために死ぬ」ことを強いる連邦徴兵を、一気に実現していった（貴堂嘉之『シリーズアメリカ合衆国史②南北戦争の時代：19 世紀』岩波書店, 2019 年, 113 頁）。

◆市民権法（Civil Right Act）の成立（1866 年）

- ・合衆国史上はじめて「合衆国市民」の概念を公的に成文化した画期的な法律。人種や肌の色、過去奴隷であったかどうかに関わらず、契約権・訴訟権・法の下での平等・幸福追求権・財産権などの基本的権利を連邦政府が保障するものであり、州政府によって奪われない上位法とした

- ◆「合衆国において出生し、またはこれに帰化し、その管轄権に服するすべての者は、合衆国およびその居住する州の市民である。いかなる州も合衆国市民の特権または免除を制限する法律を制定あるいは施行してはならない。またいかなる州も、法のデュー・プロセスによらないで、何人からも生命、自由または財産を奪ってはならない。またその管轄内にある何人に対しても法の平等な保護を拒んではならない」（合衆国憲法修正第 14 条、1868 年確定）

2. 南部の再編：奴隷解放から人種差別へ

- ◆辻内鏡人『アメリカ合衆国における奴隷制廃止後の南部社会の再編過程』博士論文, 東京大学, 1990 年

◎南部社会において綿花プランテーション継続のために解放黒人を労働力としてどのように社会的に包括させるかが最も重要な課題となった

- ・解放黒人を疑似的な「市民」に仕立てた上で、実質的な奴隷制の継続を企図
 - ⇒黒人の側は契約書をもてず、一方的に罰則される雇用主本位の契約
 - ⇒契約を守らないプランターが報酬支払拒否や前貸し分の過度な差し引きを強行
 - ⇒「ブラック＝コード Black Codes」と呼ばれる、黒人への法規制が南部で制定
 - ①扶養できないとみなされた黒人の子どもを奉公人として児童労働に就かせる
 - ②「浮浪者 vagrants」の取締りと強制労働
 - ③白人との婚姻禁止
 - ④黒人の土地所有・賃貸を禁止・制限

- ・「ジム・クロウ制」による合法的人種隔離政策
 - ⇒レストランや公園、バスなどの公共施設で人種隔離
 - ⇒合衆国憲法修正 13 条や 14 条は州政府による差別を禁止したのであって、私的個人の差別を規制することはできないという解釈を採択、1896 年のブレッシー判決では「分離すれども平等」という判決
 - ◎1960 年代の公民権運動までジム・クロウ制度が続く
- ・「クー・クラックス・クラン KKK」による見世物的リンチの蔓延（1865～）
 - ⇒強姦された白人女性の復讐という名目（ほぼ捏造）で黒人男性を拷問・処刑

◆黒人への土地付与の挫折

- ・「反乱者財産没収法」（1861 年）
 - ：政府が南部の反乱者から土地を没収し、解放黒人に付与するという期待
 - 「40 エーカーの土地と 1 頭のラバ」
- ・解放黒人は綿花を奴隷作物 slave crop とみなし生産を忌避
 - ⇒自己の土地で必要とする食料生産（とうもろこし、かぼちゃ、鶏）を希望
 - ⇒市場向け（他人のための）生産を前提とした賃金制には反対で、作物に対する権限を少しでも主張できる刈り分け制を志向
- ・^{シェアクロッピング・システム}刈分小作制度：大土地所有のプランターが土地の一部を黒人や貧しい白人に借地させ、土地の賃料と貸付品（農具、ラバ、種など）の代金を収穫した作物で地主に払う制度
 - ⇒北部の独占資本家と南部のプランテーション貴族との利益は一致したばかりでなく、北部の独占資本じたいが、直接に南部の黒人搾取にのりだし、北部の資本家のなかから同時に南部の土地所有者になるものもあらわれた

◆自由労働イデオロギーによる戦後処理

- ・勤勉精神 spirit of industry、独立 independent、労働の尊厳 dignity of labor などの経済的独立を前提とするセルフメイドマン（独立自営業者）の理想を南部にあてはめる ⇨南部の大土地所有と奴隷栽培による貴族的経営を批判
- ・「労働倫理を内面化した近代的な」労働者の創出を企図⇒解放黒人への教育普及
Cf. フレデリック・ダグラス「何もしないでいただきたい。黒人として私たちが望んでいる唯一のことは、何事であれ、自分たちにやらせておいてほしいということです。黒人をどう処遇すべきか、などと悩まないでいただきたい。公正に対応してくれるだけでいいのです」
 - ⇒《法の前での平等》、《自立》、《自由放任》という北部の白人中産階級に代表される《自由労働イデオロギー》の立場に立って発言

◆兼子歩「全国黒人実業連盟と 20 世紀転換期における歴史の記憶のポリティクス」『アメリカ研究』 44, 1-18 頁, 2010 年

・解放黒人がセルフメイドマンを目指すとき

⇒黒人実業家たちによる《男らしい》成功の個人史の語りは、奴隷解放以来半世紀に渡る黒人全体の進歩の物語と重ね合わせられ、奴隷解放の日を無の状態と捉え、ゼロから出発して蓄財と繁栄に至る進歩こそアメリカ黒人の歴史であるとする

⇒「勤勉さと儉約、商売と専門職の路線」による社会進出を目指す

⇒南北戦争以前からの自由黒人であるエリート層との対比を強調

◆解放黒人の物語から抜け落ちるもの

・先住民（ネイティブ・アメリカン）への差別意識

：「インディアン」を「怠惰で、誠実な労働を忌避する」存在とみなし、黒人の勤勉さを強調 ⇒先住民の土地喪失・迫害・同化強制の抑圧の歴史を忘却

・白人女性および黒人女性の参政権の否認

3. 「理念国家」の変容：記憶をめぐる争いと社会秩序の再形成

◆「奴隷問題」から「黒人問題」へ：社会秩序の再編

⇒「いうなれば南北戦争再建の時代は、建国の理念として正統化されていた独立自営のイデオロギーそのものが、戦後の経済復興の過程でその弱点を露呈していく時期であった」

⇒「自由労働イデオロギー」によって社会的・合法的に黒人をアメリカの社会秩序や経済を維持するための底辺に配置する

⇒「南北という地域間の対抗から、白人と黒人という人種間の対抗へと、再建をめぐる抗争の軸がしだいに移りゆく過程でもあった」

◆兼子歩「アメリカ南北戦争の記憶の社会文化史的研究：南北戦争後の半世紀をめぐる議論を中心に」明治大学教養論集, 527, 89-113 頁, 2017 年

・「失われた大義(the Lost Cause)」論の台頭

⇒南部の連邦脱退は連邦政府による州権の侵害に対する正当な対応であり、北軍は州権の行使を抑圧する侵略者であったとする南部の自衛戦争という解釈

◎こうした「大義」論が歴史的に事実誤認の甚だしいことを多くの歴史学者が指摘しているにも関わらず、なぜ、どのように信奉されたのかという問い

◆「あの戦争は何のためのものだったのか」：南北戦争史観の変遷

- ・解放主義：奴隷制を廃止し黒人に自由と平等な地位をもたらした戦争と解釈
 - ・和解主義：両軍の兵士が、立場は違えども〈男らしく〉勇敢に戦い、犠牲を払ったことを相互に承認する
- ⇒北部・南部共に和解主義が中心となり、黒人奴隷の存在が周辺化される
- ⇒黒人を犠牲にして南北の白人同士が和解したという性格が濃厚

◆松原宏之「理念国家アメリカの誕生とこじれる人びと」藤永康政、松原宏之編『「いま」を考えるアメリカ史』ミネルヴァ書房、2022 年、27-46 頁

- ・近代的工業化によるセルフメイドマンの没落
- ⇒誰もが人に使われる「雇われ労働者」であり、「独立と自由」の理念が衰退
- ⇒「奴隷ではない」ことが市民的自由と社会性を担保していた時代の終焉
- ◎「奴隷ではない」から「有色人種ではない」という〈人種〉概念の発明へ
- ・「人種主義は、前近代的な偏見の残りかすではない。それは、市民からなる近代的国民国家アメリカが誕生し、奴隷制を廃止したのち、19 世紀後半になって歴史の表舞台で出てきた新しい現象なのである」
 - ・「人種混淆を問題視することは、セクシャリティを媒介に、黒人と女性とをともに制する方法であった。黒人男性を不法な異人種間婚姻者やレイプ犯として私刑に処することは、自己を律せない獣的な存在として黒人を特徴づけただけでない。それは同時に、その黒人から白人女性を保護する力をもった者として白人男性を位置づけ、自立度を高めつつあった白人女性たちを返す刀で保護されるべき存在へと押し込めることにあった。自立したアメリカ人としての地位を得ようとした人びとは、人種主義とセクシャリティの管理を組み合わせ「白人男性」になった。強調しよう、ここでもかつての自由民たちはいわば初めて「男性」であることを自分たちの基盤に据えたのである」

◎「理念国家にふさわしい市民であろうとする努力こそが、いまにも存続する白人男性至上主義を生んだのである」

ここでパトリース・カーン＝カラーズ、オパール・トメティとともに BLM 運動を創設したアリシア・ガーザの言葉を紹介したい。(中略) インターセクショナルリティとは「誰も取り残されない」ための思想だと語る。それは人びとの抑圧に甲乙をつけ、誰がもっとも疎外されているのかを競うような「抑圧のオリンピック」ではない。(中略) インターセクショナルリティとは、これまで人びとが社会からどのようにして／なぜ取り残されてきたのかを理解し、忘れ去られてきた人びとの存在を可視化することで「変化のためのロードマップを示すもの」である (土屋和代「ブラック・フェミニズムとインターセクショナルリティ：人種・階級・ジェンダー・セクシュアリティ」同上、249 頁)。